

京都市告示第 342号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、桂川緑地久我橋東詰公園の供用を停止します。

平成16年11月 8日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 供用を停止する施設及び期間

第1球技場	当分の間
第2球技場	当分の間
第3球技場	当分の間
運動場兼ソフトボール場	当分の間

なお、供用を開始する際にも、事前に告示を行います。

2 供用停止理由

平成16年10月20日（水）の台風23号による被害を復旧するための改修工事を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）